

令和3年度毒物劇物取扱者試験実施要領

0 はじめに

令和3年度福岡県毒物劇物取扱者試験については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、以下の①～③のいずれにも該当しない者は、本県が実施する毒物劇物取扱者試験の受験を控えること。

- ① 本県内に居住する者
- ② 本県内で勤務する者
- ③ 本県内の学校に在学中の者

毒物劇物取扱者試験は、各都道府県が実施しているため、居住する都道府県が実施する試験を受験してください。

なお、受験申請をした者は本要領の全てに同意したものとみなすため、同意できない者は申請しないこと。

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、以下の点について厳守すること。

- ①試験場所ではマスクを着用すること。
- ②当日に検温等を実施し、体調が悪い場合には受験を控えること。

本要領を含め、福岡県薬務課の指示に従わない場合は、受験ができないことがある。

※ 試験の実施について変更がある場合は、ホームページで公表するため、定期的に確認すること。

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 種別

- ア 一般（全ての毒物劇物）
製造（輸入）業、一般販売業又は業務上取扱者において、取扱責任者となることができる。
- イ 農業用品目（農業用品目に該当する毒物劇物）
農業用品目のみ取り扱う輸入業又は農業用品目販売業において、取扱責任者となることができる。

ウ 特定品目（特定品目に該当する劇物）

特定品目のみ取り扱う輸入業又は特定品目販売業において、取扱責任者となることができる。

(2) 試験科目

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(3) 日時及び場所

ア 日時

令和3年8月3日（火） 10:00～12:00

※ 試験開始後、30分以上遅刻した場合には受験を認めない。

イ 場所

福岡市博多区石城町2-1 福岡国際会議場

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願

※ 本籍の欄は都道府県名のみ記入すること。

イ 写真台帳

※ 写真(申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)を、写真貼付欄にのりづけすること。

(2) 試験手数料

10,500円

※ 福岡県領収証紙により納付（領収証紙納付書に貼付）すること。

※ 試験手数料は申込み受付後、一切返還しない。

(3) 提出先

住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、福岡市（各区保健福祉センター）及び久留米市）に持参すること。

※ 郵送では受け付けない。

4 受付期間

令和3年6月9日（水）～18日（金）（土日を除く。）

8:30～17:00（福岡市各区保健福祉センターのみ 9:00～17:00）

※ 申込み受付後の変更は認めないので、記入ミスのないよう十分確認した上で提出すること。

5 合格発表

- (1) 令和3年9月3日(金)9時、合格者の受験番号を福岡県保健医療介護部薬務課、県保健福祉(環境)事務所及び市保健所に掲示するとともに、福岡県ホームページに掲載する。
- (2) 試験合格者には合格証を交付する。
合格証は、受験願を提出した県保健福祉(環境)事務所又は市保健所にて交付する。

6 その他

身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること(後日、可能な対応について相談させていただきます。)

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。